

令和2年第3回東海市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和2年3月24日
開会 午前9時30分
閉会 午前10時15分
- 2 開催場所 603会議室
- 3 出席者
教育長 加藤 千博
委員 木原 鈴江
委員 秋田 祉宏
委員 秋葉 みどり
委員 堤 光彦
委員 久野 友士
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者 なし
- 6 説明のため出席した者
副教育長 宗 近 美佐子
教育部長 江 口 貴 子
次長兼スポーツ課長 西 山 聖 治
芸術劇場館長兼芸術総監督 安 江 正 也
学校教育課長 河 村 朋 大
学校教育課統括主幹 中 島 達 也
学校教育課指導主事 梶 江 竜 秀
教員研修センター所長 明 壁 啓 純
社会教育課長 濱 田 眞理子
青少年センター所長 加 藤 浩
- 7 会議書記
学校教育課主幹 石 松 勝
学校教育課主任 磯 谷 未 来
- 8 議事日程 別紙日程のとおり
- 9 傍聴人 なし
- 10 協議概要

教育長（加藤 千博）

ただいまから、令和2年第3回東海市教育委員会定例会を開会いたします

す。

本日の議事日程については、あらかじめ配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより会議に入ります。

教育長（加藤 千博）

日程第1、「前回議事録の承認」を議題といたします。お諮りいたします。本案については、承認することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、「前回議事録の承認」については、承認されました。

教育長（加藤 千博）

日程第2、「報告」を議題といたします。

教育長（加藤 千博）

報告のある委員はいらっしゃいますか。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって「報告」を終わります。

教育長（加藤 千博）

次の日程に入る前に、採決いたします。

日程第3、議案第5号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」は人事案件になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、公開しないことに決することについて、御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、日程第3の議案第5号は非公開といたします。

ただいまの採決により、日程第3、議案第5号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」は、非公開としますので、関係者以外の職員は退室していただきます。

(部屋に残る職員＝副教育長、部長、学校教育課長、書記)

教育長（加藤 千博）

審議が終わりましたら、入室の案内をします。

教育長（加藤 千博）

日程第3、議案5号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。教育部長から提案理由の説明を求めます。

教育部長（江口 貴子）

(資料に基づき説明した)

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

審議が終わりましたので、入室していただきます。

教育長（加藤 千博）

日程第4、議案第6号、「令和2年度東海市教育基本方針について」を議題といたします。担当課長から提案理由の説明を求めます。

学校教育課長（河村 朋大）

(資料に基づき説明した)

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長 (加藤 千博)

日程第5、議案第7号、「東海市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹 (中島 達也)

(資料に基づき説明した)

教育長 (加藤 千博)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長 (加藤 千博)

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長 (加藤 千博)

日程第6、議案第8号、「東海市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹 (中島 達也)

(資料に基づき説明した)

教育長 (加藤 千博)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第7、議案第9号、「東海市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第8、議案第10号、「東海市教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）
日程第9、議案第11号、「東海市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第10、議案第12号、「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（相江 竜秀）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）
日程第11、議案第13号、「学校支援協議会委員等の解職及び委嘱又は任命について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（相江 竜秀）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第12、議案第14号、「令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について」を議題といたします。教員研修センター所長から提案理由の説明を求めます。

教員研修センター所長（明壁 啓純）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第13、議案第15号、「地区公民館・市民館の館長等の解職について」を議題といたします。社会教育課長から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長（濱田 真理子）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第14、議案第16号、「東海市少年補導センター設置規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。青少年センター所長から提案理由の説明を求めます。

青少年センター所長（加藤 浩）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

3番委員（秋葉みどり）

文言について、少年を青少年に変更しているが、どのような理由ですか。

青少年センター所長（加藤 浩）

今回の改正で、少年を青少年に変更しました。少年と青少年の使い分けの明確な規定はありませんが、より幅広い年齢を対象とするために、文言を変更しました。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第15、承認第3号、「令和元年度教育費補正予算の議会提出の専決処分の承認について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ほかにないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第18、「その他の報告事項」を議題とします。

報告事項につきましては、説明を省略します。

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

2番委員（秋田 祉宏）

教職員国内研修事業について、8月20日は希望者への研修となっておりますが、市内教員への周知をすることでスクールソーシャルワーカーとの連携がスムーズに行えると思います。今後、教員への周知をどのように行うかを教えてください。

教員研修センター主任指導主事（明壁 啓純）

8月19日までにスクールソーシャルワーカーが全学校を回り現職教育の研修を行います。20日の研修は、それ以外に具体的な内容で、どのような関係作りが必要かを研修で行います。

1番委員（木原 鈴江）

教職員海外研修事業について、新型コロナウイルスが収束出来ていない場合、中止はいつ頃決定しますか。

教員研修センター所長（明壁 啓純）

検討はすでに行っています。中止等の決定の時期は未定ですが、先生方の健康を優先して検討していきます。

3番委員（秋葉 みどり）

教職員海外研修事業の選考結果について、集団面接の様子とその面接をもとに協議するなかで、どのような観点で選考したか教えてください。

教員研修センター主任指導主事（明壁 啓純）

集団面接は、男性と女性を分け、選考委員3人からの質問を行いました。選考基準は、人物面で東海市の代表としてふさわしいか、研修中にコミュニケーションが取れるか、帰国後に研修をどのように活かしていくかを総合的に判断し選考委員が選出しました。

2番委員（秋田 祉宏）

教科指導員制度について、令和2年度は、図工・美術及び家庭科の教科指導員は欠員とする、とありますが、受ける対象者がいないと理解してよいですか。

教員研修センター所長（明壁 啓純）

教科指導員がいる場合に受講者を募集しています。図工・美術及び家庭科の正規教員が少ない状況です。経験年数等考慮すると、各学校から教科指導員として推薦することが出来ませんでした。

2番委員（秋田 祉宏）

教科指導員がいないため、少経験教員は指導を受けることができないということですか。

教員研修センター所長（明壁 啓純）

初任者研修制度により、市内外の学校へ行き、授業を参観することは可能なため、その場で指導を受けることができます。

教育長（加藤 千博）

ほかにはないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（加藤 千博）

(12)その他について、何かありますか。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって終結いたします。
以上で「報告事項」を終わります。

教育長（加藤 千博）

以上をもって、今回定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもって、令和2年第3回東海市教育委員会定例会を閉会いたします。